

## 平成 21 年の申告事例

### 【賃金不払事案】

土木工事会社に勤務していた労働者 2 名から、賃金約 3 か月分が未払いとなっているので、支払うよう指導して欲しい旨の申告がなされた。

監督署は事業場を臨検し代表者より事情を聴いたところ、「申告人 2 名について、申し立て通りの賃金不払があるのは間違いない。支払わなければならないことはわかっているが、現在仕事もなく自分の生活も厳しい状況である。」とのことで、賃金不払の事実を確認したため、支払うよう指導したが支払われなかった。監督署の再三の指導にも関わらず、お金がないと言って指導に従わず、他にも賃金不払の労働者がいたことが判明し、不払賃金額は労働者 5 名分で合計約 300 万円に及んだ。代表者は最終的には事業を廃業し、賃金を支払うことができなくなったため、監督署は、代表者を賃金不払で送検するとともに、未払賃金立替払制度により約 280 万円を救済した。

### 【解雇の手続き関係事案】

道路貨物運送会社に勤務していた労働者から、会社を解雇されたが、解雇の通知が一週間前で法定の予告日数である 30 日に満たないため、不足している 23 日分の解雇予告手当の支払いを会社に請求したが、2 週間ほど待つてほしいと言われたため承諾した。期限になっても支払われなかったため、解雇予告手当を支払うよう指導して欲しい旨の申告がなされた。

監督署は事業場を臨検し責任者より事情を聴いたところ、「従業員同士のトラブルから申告人を解雇したこと、解雇の予告も一週間前であったこと、解雇予告手当を支払うつもりであったが、会社の経営が厳しいので支払うことができなかったこと。」が判明し、労基法 20 条違反の事実を確認したため、解雇予告手当は解雇と同時に支払うべきものであることを説明し、不足分を支払うよう指導した。これに対し、責任者も指導に応じ解雇予告手当が支払われた。